



☆ 検温にご協力ください ☆

新型コロナウイルス感染防止、および感染拡大防止対策におきまして、ただいま来院される患者様・付き添いのご家族様等を対象に、検温を実施しております。検温により、発熱されていることが確認された場合は、別の待機場所に対応させていただきます。



この感染症は無症状の方もおられますが、全体の50%とされています。残りの50%の方は症状があるという事ですので、検温によるチェックを行います。また、標準的な感染対策として、マスクの着用や手指消毒は必ず行っていただきますようお願い致します。

出入口が複数ある当院の構造上、行動が集約される外来にて検温を実施しております。特に来院患者数が多い朝診帯は、外来受付にて受付時に検温をさせていただきます。寒い時期ですと、稀に検温値が低く出る場合があります、何度も計測をお願いする事がございます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願い致します。

計測いたしました体温は、お持ちいただいている患者ファイル(青色)に入っている受付票の右上に記載いたします。お手持ちの受付票に、体温の記載が無い方はお近くの職員までお声かけいただき、検温実施をお願い致します。

なお、当院はコロナに対する治療を行っておりません。よって、発熱などの風邪症状がある方は、直接来院せず、お電話にてお問い合わせください。症状に合わせて対応をご案内いたします。



□ 発熱等の症状がある方の相談・受診・検査の流れ

(～京都府広報より抜粋)

熱がある、体がだるい・のどが痛いなど、風邪の症状があるときは、身近な医療機関に、まず、電話で相談してください。

風邪の症状があり、休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」に相談してください。

○ 電話番号 075-414-5487 (京都府・京都市共通) ○ 受付時間 土・日・祝日を含む24時間

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方は、メールまたはファックスを御利用ください。

メールアドレス:coronasoudan@pref.kyoto.lg.jp ファックス:075-414-5487

外国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)での電話通訳を行っております。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- ・患者様に感動をしていただける医療を実践します
- ・患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院

病院に対するご意見ご希望、また「ふれあい」へのご意見をお聞かせ下さい。(備え付けの意見箱をご利用下さい。)